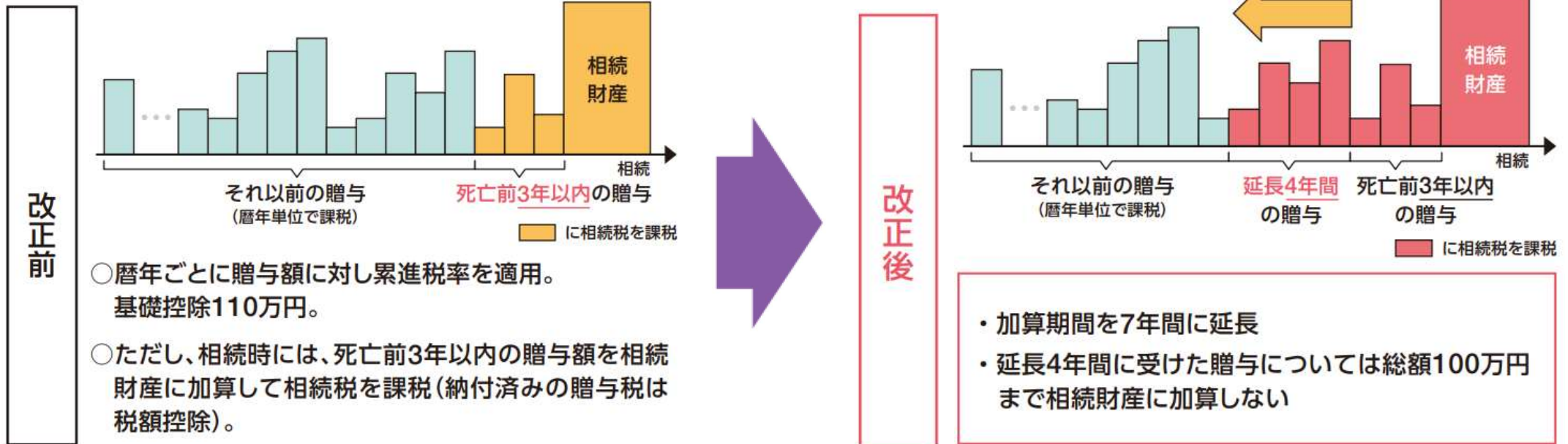


# 相続税の課税価格への加算期間が7年に延長

## 改正概要

- 暦年贈与において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を**相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直し**を行う。

※上記見直しは、**令和6年1月1日以後**に受けた贈与について適用される。



出典：財務省 令和5年度税制改正